

平成11年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
9月29日(水)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長のあいさつ	5
○管理者のあいさつ	5
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程第4、平成10年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について(議案第9号)	7
○日程第5、平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第2号)を定める件(議案第10号)	18
○日程第6、一般質問	20
○議長のあいさつ	36
○管理者のあいさつ	36
○閉会の宣告	37

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第13号

平成11年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成11年9月6日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 宮 崎 雅 好

記

- 1 期 日 平成11年9月29日
 - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂
-

○会 期

平成11年9月29日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (14名)

1 番	森	田	正	男	君	2 番	山	中	基	充	君	
3 番	福	田	耕	三	君	4 番	小	室	利	夫	君	
5 番	山	田	吉	徳	君	6 番	長	井	昭	夫	君	
7 番	吉	岡	茂	樹	君	8 番	松	村	和	子	君	
9 番	綿	貫	乙	太	郎	君	10 番	西	村	武	次	君
11 番	神	田	久	純	君	12 番	石	川		清	君	
13 番	高	沢	良	夫	君	14 番	藤	原	建	志	君	

不応招議員 (なし)

平成11年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

○議事日程（第1号） 平成11年9月29日

日程第1、会議録署名議員の指名について

日程第2、会期の決定について

日程第3、諸報告

(1)現金出納検査の結果について（監査報告第3号）

(2)議事説明者について

日程第4、平成10年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について（議案第9号）

日程第5、平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件（議案第10号）

日程第6、一般質問

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	森	田	正	男	君	2番	山	中	基	充	君	
3番	福	田	耕	三	君	4番	小	室	利	夫	君	
5番	山	田	吉	徳	君	6番	長	井	昭	夫	君	
7番	吉	岡	茂	樹	君	8番	松	村	和	子	君	
9番	綿	貫	乙	太	郎	君	10番	西	村	武	次	君
11番	神	田	久	純	君	12番	石	川		清	君	
13番	高	沢	良	夫	君	14番	藤	原	建	志	君	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	宮	崎	雅	好	君	副管理者	品	川	義	雄	君
収入役	高	澤	敏	彦	君	監査委員	菅	沼	明	之	君
事務局長	池	畑	勝	一	君	事務局次長	柳	沢		弘	君
事務局次長 兼業務課長	田	中	健	次	君	事務局次長 兼管理課長	山	崎	邦	治	君
総務課長	中	河		渡	君	建設課長	大	山	正	廣	君
水処 センター 所 理一 長	金	子	久	夫	君						

事務局職員出席者

書記	杉	田	泰	明		書記	岡	安	文	雄
書記	森	田	進	一		書記	岸		俊	之

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長(小室利夫君) 現在の出席議員14人、全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成11年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長のあいさつ

○議長(小室利夫君) 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成11年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中を早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のためまことに喜ばしい次第であります。

本日は、平成10年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定ほか1件の議案が提出されております。何とぞ慎重ご審議をいただき、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、あいさつといたします。



◎管理者のあいさつ

○議長(小室利夫君) 管理者にごあいさつをお願いいたします。

宮崎管理者。

○管理者(宮崎雅好君) 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに平成11年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、それぞれの市の定例市議会の月でございまして、何かとご多忙の中ご健勝にて全員の方のご出席をいただき、ここに議会の成立を見ることができましたことは、当組合発展のためまことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚くお礼を申し上げる次第であります。

さて、本年度も第3・四半期を迎えようとしておりますが、下水道管渠布設工事を初めとして、各種事業の推進に鋭意努力しているところであります。特に鶴ヶ丘ポンプ場につきましては平成9年度から3カ年計画により工事を実施してまいりましたが、当初の予定どおり本年9月30日をもって完成の運びとなり、10月から供用開始に向けて現在準備中でございます。鶴ヶ丘ポンプ場は、鶴ヶ島駅を中心とした鶴ヶ丘、上広谷、五味ヶ谷等地域の下水道を実施する上で欠かせない施設であり、下水道普及促進に大きく貢献するものと期待しているところであります。これもひとえに議員各位並びに関係皆様方のご理解、ご協力のたまものと深く感謝を申し上げる次第であります。

本日ご提案申し上げます議案は、平成10年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定ほか1件でございますが、本組合運営上重要な議案でございますので、何とぞ慎重ご審議をいただき、適切なる

結論をお出しいただきますよう心からお願い申し上げましてごあいさついたします。

本日はご苦労さまでございます。



◎議事日程の報告

○議長（小室利夫君） 書記をして、本日の議事日程を朗読いたさせます。

岡安書記。

○書記（岡安文雄君） （議事日程朗読）



◎会議録署名議員の指名

○議長（小室利夫君） ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

13番 高 沢 良 夫 議員

14番 藤 原 建 志 議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（小室利夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、平成11年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



◎諸報告

○議長（小室利夫君） 日程第3、諸報告をいたします。

監査委員から、平成11年5月、6月及び7月分にかかる現金出納検査結果の報告がありましたので、写

しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小室利夫君） 日程第4、平成10年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について（議案第9号）を議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

岡安書記。

○書記（岡安文雄君） （議案第9号朗読）

○議長（小室利夫君） 提案理由の説明を求めます。

宮崎管理者。

○管理者（宮崎雅好君） ただいま議題となっております議案第9号 平成10年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について、提案の理由を申し上げます。

平成10年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算につきましては、去る7月21日に監査委員さんに審査をお願いしたところ、いずれも計数的に正確であり、かつ内容も正当なものと認められましたので、その意見書並びに行政報告書を付して、議会の認定をいただきたく提案した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご認定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。

○議長（小室利夫君） これより本案に対する内容説明を求めます。

歳入及び歳出にかかる説明を求めます。

最初に、中河総務課長。

○総務課長（中河 渡君） （内容説明）

○議長（小室利夫君） 次に、大山建設課長。

○建設課長（大山正廣君） （内容説明）

○議長（小室利夫君） 続いて、山崎事務局次長。

○事務局次長（山崎邦治君） （内容説明）

○議長（小室利夫君） 続いて、水処理センター所長。

○水処理センター所長（金子久夫君） （内容説明）

○議長（小室利夫君） これより質疑に入ります。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。質疑を行います。

まず最初に、歳入の5、6ページにおきまして住宅・都市整備公団の負担金として石井終末処理場事業の負担金が最終年度だということで計上をされておりますが、周辺整備も含めてこの負担金はいただくの

だということを再三ご答弁をいただいておりますが、最終的には最初目標としていたとおりに歳入が見込めているのかどうかをご答弁いただきたいというふうに思います。

次に、7ページ、8ページでございますが、このページでは使用料及び手数料ということで下水道の使用料が決算として出ております。不納欠損が、決算監査意見書を見ましても今年度は354件ということで77万9,680円が不納欠損になり、収入未済額も昨年度よりもポイントとしては伸びておりまして、歳入が見込めていないという状況でございますが、主に不納欠損になった所在不明というのは、今いろんなワンルームとか大学生とか単身赴任とかさまざまの方がいらっしゃると思うのですが、そうした方であるのか。また、ここで不況で倒産とかいろんな問題も起きているとは思いますが、そうした分類に分けてこの内容がどういう内容であったのかということについて、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

次に、歳出の方に入ります。歳出の方では、先ほど各担当からご説明をいただいたのですが、私報告書の方の21から32にかけて公共下水道の築造工事、あるいはそのほかの工事請負の一覧表を見させていただいたのですが、一般質問でも一定程度指摘はしておりますけれども、報告書の21、22ページでは神田測量設計さん、そして26ページでは福田土木さん、30ページでも同じくですね、こういうふうに入札、落札の面でも倫理規定に反するのではないかとさんざん質疑を申し上げてまいりましたが、最近ではまたまたふえておりまして、もちろん兼職禁止規定には抵触していないであろうとは思いますが、直その規定に抵触している場合は問題なので、その点も答弁と、またもう一つは、ここに落札していない、でも入札参加をしているというケースを調べてみますと、随分あったわけです。そういうケースは何件あるのかということについて、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

続きまして、31、32ページの方なのですが、これも入札の中で45ページにあるのですが、都市下水路の維持管理業務として、金額は確かに1,650万8,745円とそれほど多くはないと思いますが、薬剤を散布しているということで、私再三にわたってこの点についてはもう少し検討した方がいいのではないかと申し上げましたが、今回の薬剤はどのような内容のものを使っているのか、今年度においては。どのぐらいの、毒性みたいなものもあるのではないかとと思いますが、どういうふうに見ているのかということでお尋ねをしておきたいと思います。

最後に、報告書でも出ておりますが、48ページのところに出ております普及率も大分進んでまいりまして、平成9年度に比べて平成10年度は整備率、坂戸市74.6%、鶴ヶ島市67.0%、排水戸数で2万2,434ということで鶴ヶ島市5,860と総体2万8,294戸ということで非常に普及率、整備率ともに進んでまいりまして、坂戸市が58.7%、鶴ヶ島市32.2%の普及率ということでの報告をいただいておりますが、これは当初計画を立てまして、計画延期しまして、平成14年までに途中で延期いたしました、その計画どおりに事業は進展しているのかどうかということで、お尋ねをしておきたいと思います。

もう一つ落としてしまったのですが、歳入における消費税率の収納の金額についてもご答弁いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） お答えを申し上げます。

まず初めに、住宅・都市整備公団の関係でございますけれども、これにつきましては平成10年度末まで

に負担金といたしましては21億663万6,672円の負担金をいただいているところでございます。また、これの期間につきましては、13年3月31日までの期間としてでございます。それを今現在、それをまた延長しようということで15年3月31日まで延ばしてということで、公団と協議中でございます。

次に、工事請負の関係での質問でございますけれども、これにつきましても前回もお話したと思えますけれども、議員の兼職禁止ということにつきまして法律的には抵触していないということで、新年度も進めるところでございます。

次に、整備率、普及率に伴いまして計画どおりの進捗についてはどうかということでございますけれども、平成14年度までの事業認可につきましてはの計画、これにつきましては計画どおり、あるいは若干進んでいるような状況でございます。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 田中事務局次長、答弁。

○事務局次長（田中健次君） お答え申し上げます。

下水道使用料の不納欠損354件につきまして、内容について説明申し上げます。再三、これは毎年出てくる問題でございますが、主に5年前のものでございます。不納欠損の理由といたしましては、住所登録が両市にいないとか、他市町村等に住民登録がないとか、そういう国外に住居があるためちょっと徴収不能と、そういうものでございます。こちらの方に主にアパート、1戸建てにつきましては、住所、名前がはっきりしたものにつきましては、5年間で不納欠損をしないで引き続き徴収をしていく考えでございます。主にアパートですから、そういうものにつきまして随分構成市町及び全国の市町村等に転居先等という形で残っていたものに関して全部照会をしまして、わかるものにつきましては全部請求をさせていただいたのですが、音信不通ということでこういう不納欠損額が出たわけでございます。

それからあと、収入未済額につきましては、先ほどちょっと総務課長も説明をしましたが、現在一般公共につきましては2,728万2,011円という金額が残っております。これにつきましては、今後収入未済額につきましては構成市と住所照会、転居先の確認、確認しましてわかれば納付書の送付をして徴収をしていきたい。また、近辺構成市内に住んでいる方につきましては職員が外向きまして徴収をさせて、一円でも収入未済額が少なくなるよう努力をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 山崎事務局次長、答弁。

○事務局次長（山崎邦治君） ユスリカ駆除の関係でございますけれども、ユスリカは主にセスジユスリカが都市下水に関しましては対象になりまして、使用薬剤としてはザートル水和剤、アベイト水和剤、デミリン水和剤と何種類かございますけれども、10年度の場合はザートルの水和剤も使用してございます。流入量に対しまして主成分で1ppm程度の60分連続投与をしている形でございます。薬剤でございますから数多くやり過ぎると多少の害は出てきますけれども、そういった意味で駆除方法としては最短でも三、四週間間隔を置いての薬剤投与でというような使用方法でございます。10年度につきましては2日間でございます。これは5月の時期と翌年の3月の時期の2日間の薬剤でございます。

以上です。

○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） 先ほど使用料に対する消費税の関係が漏れましたので、ここでご説明いたしたいと思います。10年度の使用料に対する消費税額3,457万9,899円となっております。ちなみに公共下水道では3,225万5,986円、地域し尿処理施設ではこの消費税につきましては232万3,913円となっております。以上でございます。

○議長（小室利夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。再質疑を行います。

ただいまご答弁をいただきましてつくづく感じますのは、ほかの公共下水道の進捗というのはスムーズにしているというふうに思うのですが、住宅・都市整備公団も大分入居が始まりまして、企業建設も終わっているように見えるわけですが、こうしたことが平成10年度で最終的に支払われるということであったのですが、まだ確かに石井終末処理場のさまざまな工事が残っていたり、周辺整備の問題も残っているというふうに思われますので、期間を延長するという事は結構なのですが、最初は27億ぐらいだった、その次23億ぐらいになって、今目標、協定は幾らぐらいで結んでいるのですか。あと、どのような工事が残っていて、周辺対策にもどういうふうに配慮しているのか、その点をお伺いしておきたいというふうに思います。

次に、不納欠損並びに収入未済の問題でございますが、この問題もずっといろいろな面で質疑をしてきたわけですが、やっぱりいろいろな方が、特に首都圏35キロ圏ですので、入居の方が多いわけで、できれば大家さんの方にきちっとどういうふうに出ていかれるか前もって、入居のときにはそれがないために、それを防ぐためにも入居のときにいろんな権利金をいただくわけですが、こうしたときのために契約を一定程度大家さんとの責任分担で結ぶということも考えてもいいのではないかと。大家さんも大変ですが、一応下水道、でもこれだけの収入未済が出て不納欠損も件数的には354件と、多いのか少ないのかほかの構成団体と比較してみないとわかりませんが、私たちから見ると非常に件数が多いかなというふうに思いますので、こうした件数を減らすためにも何らかの方策を考える必要があるのではないかとというふうに思うのですけれども、この点についてご答弁いただきたいと思います。

また、私どもは値上げと同時に消費税を転嫁した問題では、これは反対をしましてまいりました。公共料金値上げに転嫁すべきではないと言ってきましたが、各構成団体でもまだ転嫁していないところもあるやに聞いているのですが、ほかの構成団体、下水道関係では転嫁していないところの市町村であるのかどうか、ご答弁いただきたいのと、できれば消費税は転嫁していただきたくないわけですが、こうしたことについて当局としてはどうお考えなのかということでご答弁をいただきたいというふうに思います。

次に、各種入札の問題ですが、抵触していないからいいのだということですが、今までよりも私がここでずっと10年間以上指摘しているわけですが、鶴ヶ島市においてはそういう方も抵触はしていないけれども倫理規定に違反している方もいらっしゃったのです。そういう場合は、当然抵触している場合は百条委員会を設置しまして何回かこうした入札問題ではやってまいりました。幾ら広域行政とはいえ、こういう倫理の規定に違反している、あるいは今年度あたりは直問題になっているのではないかと思いますので、きちっと精査する必要があるのではないかとというふうに思うのですが、先ほどは、後で調べればわかりますけれども、入札にはどう参加しているのか。入札に参加した場合でも、結構私もいろんな業者の方の話を聞いてみますと入札参加そのものにも、参加するといろんな問題というか関係が出てくるのだと

というような話も伺っておりますので、その点については答弁をいただいております。

これは、お互い感覚が違いますけれども、市民的に見ればやはり問題なのです。それは何回も申し上げているとおり、各地でやっぱり倫理問題としての違反が出てきていますので、そのためにも事実はちゃんと公表しておいていただきたいというふうに思いますので、ご答弁をいただきたいと思います。

次に、下水道の維持管理の問題での薬剤散布の問題なのですが、私も専門家ではないので詳しいことについてはわかりませんが、犬とかの散歩で犬が死んでしまったとかという話を、最近でも鶴ヶ島の本会議でも出ていまして、近所の方々はやはり薬剤散布が問題あるというふうに見ているわけです。ぜひ、こうした点でも、都市下水路の管理委託でも分離発注をしまして、ぜひ失対対策ですか、一括こういうふうに薬剤散布業者に1,600万を一括発注ではなくて、失対対策にもなる小さな業者に対して、あるいは失業者に対して配分していくようなやり方でやっていく方法もあるのではないかとこのように思われますので、この点でのご答弁をいただいております。

以上です。

○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） お答え申し上げます。

まず初めに、住宅・都市整備公団の関係でございます。現在の協定内容につきましてお話ししたいと思います。事業費につきましては207億9,000万円、国費につきましては114億1,538万6,000円、公団分につきましては26億293万8,000円、組合の負担として677万1,676円という協定内容でございます。それに基づきまして9年度末までの負担金の納入というのは先ほど申し上げたとおりでございます。また、残事業といたしましては、補助事業関係につきましては初沈のかき寄せ機、流入に伴うポンプ施設、これらに伴う電気施設が補助対象事業として残っております。また、環境整備に関しましては、道路あるいは集会所が残っている状況でございます。したがって、これらの整備をするために期間を延伸いたしまして公団に負担をしていただくというような交渉に入りたいというふうに考えております。

次に、消費税の関係でございますけれども、消費税転嫁につきましては使用者と使用者でない方の公平性を期するという観点、あるいはこちらが納税者になるという観点から、消費税転嫁をさせていただいているところでございます。ご理解をいただきたいと思います。

次に、入札関係でございますけれども、これにつきましては入札回数ということでよろしいでしょうか。業者の方につきましては……

〔「そうですね、別々でお願いします」「答弁のときに質疑することはない」の声〕

○総務課長（中河 渡君） これは、先ほど申し上げましたところの14回の入札回数でございます。神田測量につきましては4回の入札回数でございます。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 田中事務局次長、答弁。

○事務局次長（田中健次君） お答え申し上げます。

不納欠損、収入未済が多いというご指摘でございますが、今後こういうものを減らすにはどういう形がいいかということなのですが、今現在使うときに使用開始届というものをいただいているわけですが、アパートにつきましては大家さん及び不動産屋さんが仲介に入っているのが状況でございます。今後その辺

もこういう未済が多くなるということで、大家さんにもお願いし、また不動産屋さんにも最後まで責任を持っていただくのだという、権限はございませんが、そんな形で今後お願いしていきたいと、このように考えてございます。

もう一点、消費税の県内の状況でございますが、平成11年1月現在でございますが、未転嫁は上福岡市1市でございます。あとは全部転嫁をしております。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 山崎事務局次長、答弁。

○事務局次長（山崎邦治君） ユスリカ駆除の関係でございますけれども、先ほど1,600万というようなお話がございましたけれども、ユスリカ駆除に関しましては113万3,000円でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ユスリカにつきましては、やはり自然浄化が一番理想でございますけれども、生態系のバランス、それ以上を超えているというような状況でございますので、そのために薬剤で補助しているというようなことでご理解をいただきたいと思っております。人間につきましても、体調が崩れたときは一部薬で補助するというようなことでございますので、それと同じような解釈でご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小室利夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村、再々質疑を行います。

まず最初に、住宅・都市整備公団の問題ですけれども、この問題も延び延びになっていて、まだ電気工事補助、環境整備が残っているということで、残りをまだこれからというのですけれども、そうすると公団負担26億2,300万近いお金になりますので、相当数残っているということになります。こうしたことについて年次計画などは設けてやるのかどうか。また、非常に地域的には、今回は水害で問題はなかったと言われますけれども、土地が低いわけですので、いろんなそうした問題も絡んでくると思うのですが、そうした今後の懸念はないのかどうか。被害が出ると言っては変ですけれども、いろんな問題が、水害とか災害での問題が出る場合はもっと整備をしなければいけないというふうになりますけれども、そうしたことはどう予想されているのかということ、電気の問題が出ましたから質疑をしたいのですけれども、随意契約で明電エンジニアリングと言うのですか、明電舎とは言わないのですが、名前をちょっと変えて随意契約しているのです。報告書の37ページで北坂戸の水処理センターですけれども、明電エンジニアリングということで、これ姉妹会社みたいなものだと思うのです。大体名前を変えて、こういうふうに変更が変更ののですけれども、前から私この問題については指摘してありますので、この随意契約ということで発注していったものはちょっと問題があるのではないかと思うのですが、この経緯についてお尋ねをしておきます。

以上です。

○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） お答え申し上げます。

住宅・都市整備公団の関係でございますけれども、年次計画を設けて進めているのかということでございますけれども、ある程度の年次計画は持っておりますけれども、道路関係あるいは流入に伴う増設関係ということでございますので、それらの状況を見ながら今後進めていくという考えでございます。また、

処理場に関する、水に対する災害云々ということでございましたけれども、あそこを建設する際におきまして過去の例を見まして土盛りをしているということで、この災害についての心配はないというふうに考えております。

次に、電気工事に伴う随意契約ということでございますけれども、これは随意契約という表示をしてございますけれども、業者を何社か選定いたしまして、実質的には入札と同じような方式で執行しているものでございます。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） ほかにございませんか。

2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 質疑させていただきます。

まず、歳入の8ページの受益者負担金についてなのですが、この件数とその受益者負担金の性格というか、どういう割合でどういうふうにお金を請求しているのかということと、もう一つ特別受益者寄附金、12ページのところに書いてあって3件分ということだったので、この性質というか中身について教えていただければと思います。

あと、これは総括的なのなのですが、各項目ごとに需用費のところには消耗品費が出ているのですが、これはある意味合理性を目指して、下水道組合として一括で購入したのを各項目に分けているのか、それともその担当の方がおのおの買っていらっしゃるのか、その辺についてもお尋ねいたします。

以上です。

○議長（小室利夫君） 田中事務局次長、答弁。

○事務局次長（田中健次君） お答え申し上げます。

受益者負担金についてということでございますが、受益者負担金につきましては下水道組合は昭和52年からそういうものを採用しております。受益者負担金制度の意味というのは、結局は道路のように不特定多数、皆さんが使うところではなくて、一部の人が利益を使うために、そのために一部を負担していただくという、そういう制度から成り立ってきたものでございます。

その根拠といたしましては都市計画法、法律に基づいて下水道組合の条例、規則に基づいて徴収をしているのが状況でございます。平成10年度の受益者負担金につきましては平成9年度で面整備を終わった箇所、この箇所につきましては、坂戸市で申しますと清水町、山田町、八幡一、二丁目、千代田、鶴舞、花影、下新田、その面積が16万4,755.99平方メートル。対象者といたしまして、全部で628名ございました。現年度一括と分割という形で、うちの方へ納めていただく分は変わってございますが、内容等説明をしまして、現年度一括につきましては526名でございました。分割が49名、あと過年度が53名、そういう状況でございます。

あとは、12ページの特別受益者寄附金420万5,920円の関係についてもお答え申し上げます。これについては、下水道条例の27条、区域外でも取り出しだけでつなげるところはいいよと、そういう条例がありまして、規則があって、その下に取り扱い要綱というのがございます。それに基づきまして、その条件といたしましては、市街化区域であること。ただし、市街化区域以外であっても、公共下水道は隣接の道路に入っているものに関しては可能です。そのためには、特別受益者負担金といたしまして、1戸建てにつ

いては13万8,000円、それから集合住宅等にあつては13万、ワンルームにつきましては6万9,000円、そして商店とか店舗等については1平方メートルについて1,600円、そういうものに申請が出てきたものに関して現場等の状況を見まして、可能かどうか確認をさせていただきまして、可能の場合にはそういう手続をさせていただきまして、そういう金額をいただいているわけでございます。先ほど申しましたように、平成10年度については3件ございました。内訳につきましては鶴ヶ島が1件、坂戸が2件、そういう内容でございます。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） お答え申し上げます。

消耗品等まとめ買いをするのかというお話でございますけれども、以前総務課の方でそういうものにつきましてはまとめ買いということで対応していたわけでございますけれども、若干多かつたりいろいろむだが多いものがあるということで、まとめ買いをする必要があるものについてはまとめ買いをすると。個々の課で対応できますものについては必要に応じて細かに対応していただくというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） そうしますと、受益者負担金に関してはこの収入未済額というのは、分割の方の残った金額と解釈してよろしいのでしょうか。管を入れたときに負担金をいただくということで、未済がどうして生じるのかなというのが、ちょっと素朴な疑問なのですけれども、その点についてだけで結構です。

○議長（小室利夫君） 田中事務局次長、答弁。

○事務局次長（田中健次君） お答えを申し上げます。

受益者負担金の未済額につきましてお答え申し上げます。こちらにつきましては、分割はこちらの未済の中に入れてございません。一括でこちらの方へ入ったものでございます。現段階で受益者負担金につきまして、これは8月の31日現在でございますが、収入がこの間に111万4,830円ありまして、今現在収入未済額が14万1,600円でございます。それにつきましても9月中には入っておりますということで、ここにはこういう数字が残っておりますが、現在はゼロとなっております。

ご理解をお願いします。

○議長（小室利夫君） ほかに。

7番、吉岡茂樹議員。

○7番（吉岡茂樹君） 歳出にかかる質疑になろうかと思っておりますけれども、行政報告書を見ますとかなりの事業が行われたというふうなことで、特に経済情勢が非常に厳しいというふうな状況もあって、以前からも地元業者の店、そういう立場で地元業者へのその発注の比率を高めていくと、そういう答弁もなされていたというふうに思います。それで、その平成10年度について、地元業者とそれから地元業者以外のいわゆる県内のそのほかの業者、この状況がどういうふうになっているのか。これは、平成9年度の比較で件数あるいは金額も含めて、できたらご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） お答え申し上げます。

平成10年度の地元業者あるいは県内業者ということでございますけれども、10年度の工事発注件数は85件でございます。そのうち近隣県内8件、市内が77件という状況でございます。金額にいたしますと近隣県内につきましては10億3,257万円、市内につきましては17億4,425万9,750円というような状況になっております。

〔「平成9年度の比較、もしあればあとで教えていただきたい」の声〕

○総務課長（中河 渡君） はい、わかりました。

○議長（小室利夫君） 7番、吉岡茂樹議員。

○7番（吉岡茂樹君） 地元業者77件、それから県内業者8件というふうなことですけれども、いわゆる地元業者の77件というのは、いわゆる従前から坂戸、鶴ヶ島に本社、営業所を持っている、そういう企業とそれからほかのところに本社があつていわゆる支店、あるいは営業所だけが坂戸、鶴ヶ島にある、そういう状況も含めてのことだろうというふうに思いますけれども、その辺の内訳というのはどういうふうな内容になっているのでしょうか、そこできたらその金額もお願いしたい。

○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） お答え申し上げます。

市内につきましては純然たる市内業者という業者につきましては67件、金額にいたしますと14億177万750円、市内に営業所支店がある業者につきましては10件、3億4,248万9,000円というような状況でございます。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 7番、吉岡茂樹議員。

○7番（吉岡茂樹君） わかりました。冒頭申し上げましたように、いわゆるその市内の業者の方々の育成と、そういうことを踏まえて指名委員会などでやっておられるというふうに思うわけでありましてけれども、例えばその先ほど地元業者77件、その中で純然たる市内の業者が67件、それ以外、いわゆる支店、営業所だけがあるという業者が10件というふうな内訳でありますけれども、こういうところへの発注、指名、この辺についてはいわゆる地元業者育成、そういう立場からの何らかのこの配慮、そういうものが指名委員会の中で行われているのかどうか、最後に聞きます。

○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） お答え申し上げます。

今議員さんがおっしゃったとおり、市内業者の育成ということを考えまして、指名委員会に付してそれらを考慮し、指名をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時19分

○議長（小室利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、石川清議員。

○12番（石川 清君） 25、26ページの13番委託料、そのうちの管渠内調査等業務委託料について質問いたします。

この委託料の中には、草刈り等が入っておりますが、この検査はどのように行っておるのか質問いたします。

○議長（小室利夫君） 山崎事務局次長、答弁。

○事務局次長（山崎邦治君） 草刈りの関係でございますけれども、こちらの方は浅羽の大排水路管理業務委託、それからあとは管渠の方の調査ということで、草刈り関係は浅羽大排水路の管理業務委託のみでございます。雑草の刈り払いとしましては年3回、年間契約というような形で10年度は実施しております。それから、水中の中の草刈りも年3回ということでございます。それから、この水路に関しましての清掃関係が二月に1回というようなことで、年6回の10年度浅羽大排水路の管理業務でございます。

以上です。

○議長（小室利夫君） 12番、石川清議員。

○12番（石川 清君） ことしの検査状況はいかがだったでしょうか。

○議長（小室利夫君） 山崎事務局次長、答弁。

○事務局次長（山崎邦治君） ことしは年間委託というようなことではなくて、単発発注でございまして、ことし浅羽大排水路の管理業務委託その1というようなことで、6月中に、6月3日から6月25日の間の草刈りで発注いたしましたところでございます。大変この中で6月25日までの工期でございまして、21日に完了報告がありまして、現場はその都度確認しているということでしたが作業ミスによりまして、一部草刈り部分でやってない部分がございます。急遽8月に入りまして残ったものを刈らせたというような経緯がございます。そういった指摘は市民の方からございまして、確認して一部草刈りが残っているというような、していなかった部分があったということで草刈りをした状況がございます。これは、完了検査に際しての書類、写真、そういった現地照合を確認をしなかったための結果でありまして、私の管理の甘さと言いますか、監督不行き届きによるもので、管理者を初めとして関係皆様に大変迷惑をかけ、まことに申しわけなく思っております。今後こういうことがないように十分の注意を払いまして、職務に努力していきたいというようなことで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小室利夫君） 12番、石川清議員。

○12番（石川 清君） 市民の厳しい目も光っておりますし、また公費を使うわけですから、職員の方、業者の方も手抜きや見落としをしないでしっかりと責任を持って仕事をしてほしいと思っておりますので、これからその点よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小室利夫君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） 以上で歳入及び歳出に対しての質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

8番、松村和子議員。

- 8番（松村和子君） 8番、松村和子。平成10年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、不認定の立場からの討論を行います。

私ども日本共産党議員団は、当初予算で大きく分けて三つの問題点について問題を指摘して反対してまいりました。今回の決算でそれが現実となり、深まったというふうに思います。

一つは、入西住宅・都市整備公団の石井終末処理場への負担につきまして、当初年度よりおくれでいて少ないのではないかと指摘をしてきましたが、それを延期するということはやむを得ないとは思いますが、こうした点についても引き続き完全に歳入ができるように早目に努力するということが必要ではないでしょうか。また、こうした新市街地を初め、新たな市街化調整地域を市街化区域に繰り入れて行われる区画整理などへの下水道の普及は早く導入されておりますが、こうしたことに比較して旧市街地の市民は税金を長年支払いながら導入がおくれているということについて、一つ市民間の問題があると思います。

また、入札につきましては、随意契約での入札にも問題がありますが、当組合の議会議員への入札参加や落札など、やはりこうした問題については市民の中でも政治倫理の問題として全国的に問題になっておりまして、そうした政治倫理に私どもとしては反しているというふうに見ております。

また、消費税につきましては当初より反対してまいりましたが、この平成10年度決算では3,457万9,899円と多大な消費税が使用料に転嫁されました。不況で苦しむ市民にこうした消費税の転嫁は、さらなる追い打ちをかけていると思われれます。いずれにいたしましても、公共料金には消費税はかけないというのが大切であることを主張して、幾つかの問題点を指摘して反対の討論といたします。

- 議長（小室利夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

12番、石川清議員。

- 12番（石川 清君） 12番、石川清。議案第9号 平成10年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

下水道は、生活環境の向上等を目的とする最も重要な社会資本の一つであります。その整備が重点的になされることが急務となっております。このような中、本組合においては常に健全財政を堅持しつつ、計画的に事業が進展しておりますことを評価したいと思います。

平成10年度の決算内容を見ますと、公共下水道関係では坂戸市、鶴ヶ島市の整備計画区域内の主要幹線及び面整備を実施し、処理区域の拡大に努力されております。都市下水路関係では、大谷川都市下水路の築造工事を前年度に引き続き実施されました。さらに、水処理センター等維持管理関係につきましては施設の改修工事的確に実施され、維持管理の充実が図られております。

以上申し上げましたように、坂戸市、鶴ヶ島市両住民が最も望んでいる下水道に関し、各施策が適正に執行されていることを高く評価し、本案に対する賛成討論といたします。

- 議長（小室利夫君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声〕

- 議長（小室利夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小室利夫君） 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり認定されました。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小室利夫君） 日程第5、平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件（議案第10号）を議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

岡安書記。

○書記（岡安文雄君） （議案第10号朗読）

○議長（小室利夫君） 提案理由の説明を求めます。

宮崎管理者。

○管理者（宮崎雅好君） ただいま議題となっております議案第10号 平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,300万円を増額し、歳入歳出予算の総額を43億7,108万6,000円にしようとするものであります。その主な内容を申し上げますと、公共下水道維持管理費において北坂戸、石井、両水処理センター内の機械設備の老朽化に伴い、改修及び整備の必要が生じたため、その費用について追加計上をすることといたしました。

その財源といたしましては、構成市との協議により繰越金を充て、収支の均衡を図った次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（小室利夫君） これより質疑に入ります。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子です。質疑を行います。

ただいまのご説明をいただきました3,300万という中身の補正でございますが、機械の老朽化ということでございます。これどういう耐用年数でどんな部分が老朽化したのかということでご答弁いただいております。おきたいと思っております。

○議長（小室利夫君） 金子水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（金子久夫君） 内容でございますが、北坂戸水処理センターにつきましては、データロガーといまして各機械から出てくるものの故障表示を出すものとか、各電力量を時間ごとに測定するものが壊れたわけでございますが、これにつきましては昭和59年、これは1984年に設置されまして、現在15年経過しておる訳でございます。こういう電気関係につきましては、耐用年数は大体10年と言われて

おりまして、大体そのくらいで電子部品関係はなくなってくるというようなことが通常でございます。でするので、15年ということはかなりもったという解釈をしております。

もう一つ、サンドポンプ、これも北坂戸水処理センターの関係でございます。これにつきましては、2台ございまして1台が21年経過、もう一つが17年経過ということで、これにつきましては機械ということでございますので、これも15年程度の耐用年数が一般に言われているわけでございますが、それに対しましても経過してきているということでございます。あと、石井水処理センターの関係につきましては、これは整備ということになります。送風機でございますが、これはブロワーということで水処理センターにとっては一番の心臓部分になります。これにつきましては、平成6年度より稼働いたしまして5年間経過しているわけでございますが、この電動機部分のベアリングがかなり音が出てきているということで、基本的に大体2万時間を経過すると整備した方がよろしいというようなこともあり、5年経過あるいは2万時間ということが言われておりますが、これにつきましては既に4万時間程度使われております。倍ぐらい使われております。そんな関係で、やはりあと半年、来年度には5年になるわけなのですけれども、来年前に、やはり音が出てもし壊れた場合には大変なことになりますので、これも直したいということで今回補正を出した次第でございます。

以上です。

○議長（小室利夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村、再質疑を行います。

北坂戸の方は耐用年数もはるかに超えて使っているのです、問題ないと思うのですが、まだ稼働して間もない石井水処理センターの方で、どうしてだめなのかということがちょっと不思議だったのです。時間数の問題だと、要するに2万時間を超えると云々という話を今聞いたのですが、北坂戸の方もそうするところという点では何万時間を超えたからと取りかえてきたのですか。何か石井水処理場ができて新しいのに、その心臓部のこうしたベアリングみたいなものが壊れるというのは、ちょっと私も解せないもので、質疑をしているのですが、ちょっと早いのではないですか。耐用年数は何年、時間にして何年と今答弁なされたのですが、耐用年数はこれ何年になっていますか。

○議長（小室利夫君） 金子水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（金子久夫君） 石井処理センターの方は早いのではないかということなのですけれども、この機械自体が1分間に3,000回転という形で回っておりまして、これが24時間365日回っているわけでございます。そういう形で、先ほど言いましたとおり整備でございますので、改修ではございませんので、そのベアリング部分を整備していくということでございます。それが2万時間が基本になりますのですけれども、後は管理上音がするとかかそういうものを見ながら管理しているわけでございますが、基本的に機械自体も耐用年数が15年ということで、大体機械関係は15年ぐらいが耐用年数になっております。それで改修ということ、全部取りかえるということ。この場合は整備でございますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（小室利夫君） よろしいですか。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎一般質問

○議長（小室利夫君） 日程第6、一般質問を行います。

通告者は3人であります。順次質問を許します。

2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

私の住む鶴ヶ島においても本下水の工事が着々と進んでおります。その際伺った市民の現場の声からの質問を2問、そして導入すれば県内初の施策である環境会計について、計3問を行わせていただきます。

理想の実現は、空想のあなたにあるのではなく現実の一步一步の前進の中にあるという言葉がございますが、これは手前みそで恐縮ですが、政策実現の党として昨年11月に再結党した折、公明党の代表代行の浜四津敏子の言葉ですが、今回の質問もどれも現実を踏まえて一步一步前進のためになると信じて質問させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

まず第1として、環境会計導入について伺います。省エネルギーやごみ削減などの環境保全対策に投じた費用とそれによる経費削減などの効果を算出する環境会計を大手企業を中心に導入する動きがふえております。IBMやボルボなど国際的企業が先駆け、富士通、ソニー、トヨタなどが取り組みを進めております。99年3月の富士通の環境会計を例にとりて見てみますと、費用として直接費用、これは環境設備導入など。間接費用として人件費、環境管理システム認証費用、さらには省エネにかかった費用、リサイクルにかかった費用、研究開発にかかった費用、社会的取り組みにかかった費用、その他としてダイオキシン対策などで147億円の費用を計上し、効果の面ではリスク管理、これはダイオキシン対策などちゃんとしていない場合による住民に対する補償や保険などがかかるのを回避できた額。さらに、商品のイメージアップに環境対策が寄与した額、あとそれによった効率化によるコストダウンなどで計132億円の効果を計上し、黒字35億円というものを示しております。ご案内のとおり、今の例でわかるようにその効果などの部分は企業の独自基準であってA企業とB企業の環境会計を比べてどっちが上回っているとか比べるものではなく、その企業の環境や省エネなどの実績を表現する一つの方法が環境会計と思われま

さて、このたび東京都議会において東京都の水道局が全国初で環境会計を導入することが明らかになり、

行政としても、また一つの部局で採用が可能であるようですので、下水道事業と環境対策、そして行政改革のかかわりを市民にわかりやすく公表できるものとして、この環境会計を導入すべきと考え、以下の質問をいたします。

まず第1として、当組合の環境に配慮した施策はどのように行われていますか。(2)として、当組合の経費節約はどのような工夫がなされていますか。(3)として、上記の組合の取り組みをどのような形でPRしているのでしょうか。第4として、最近大手企業を中心に環境会計を取り入れる動きが活発ですが、当組合の取り組みはいかがでしょうか。

続いて、大きな2番目の質問に入らせていただきます。鶴ヶ島は下水の下流ということで坂戸分よりおくれて、かなり待っている方がいらして、やっとこここのところで普及率が高まっております。その導入に対する補助金等は一切なく、唯一の頼みの綱の貸付金も坂戸、鶴ヶ島市に在住している方の保証人が要るということで、ただでさえ不況で保証人のなり手がない上、取り込むために高額の負担がかかるということで管がつけられないという、そういう苦情の意見が出ております。それに関して質問をさせていただきます。

まず(1)として、下水の引き込みに貸付金の貸し付け状況。第2として、保証協会など保証人以外の保証制度の現状。第3として、上記の制度の導入への取り組み。

次に、大きな3番目の質問に移らせていただきます。下水道がいつ通るかということの正式決定は着工ぎりぎりになってしまうため、その地域で新たに家を建築する際は、下水が来ていない場合、でも来るのはわかっているのですけれども、浄化槽を入れなくてはなりません。また、その計画地域においては浄化槽への補助金も打ち切られております。じきに来るのであれば、とりあえず小さくて安いもので対応したいというのも許可されません。そして、タイミングが悪いと1年足らずで浄化槽がむだになってしまうという苦情がありました。せめて浄化槽の有効利用を図りたいということで、本下水導入後の浄化槽の雨水タンクへの補助に関して以下の質問をさせていただきます。

1、県内補助を導入している状況。(2)として、当組合における導入への取り組みについて。

以上です。

○議長(小室利夫君) 池畑事務局長、答弁。

○事務局長(池畑勝一君) 山中議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

初めに、環境会計の導入についてであります。環境会計とは企業会計の一環として存在し、従来企業の財務分析の中に反映されにくかった環境保全に関する投資及び経費とその効果を正確に把握するための仕組みであると理解しております。環境庁は、我が国環境体制の手法を確立し普及することは、環境政策の上で有意義であると考え、その動きを支援するための取り組みを推進いたしております。その一環として、今回環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン、環境会計の確立に向けての中間取りまとめを平成11年3月25日に公表し、企業における環境保全コストの把握や環境報告書での活用を容易にして、環境保全活動が促進されることを目指しているところであります。現在のところ、国内におきましては大企業の数社のみが導入しており、現在のところ一部の地方自治体で導入の動きがあると伺っております。

初めに、(1)の環境に配慮した施策の関係でございますが、主なものを申し上げますと、事務所内におきましてはコピー用紙の再生紙の使用、毎週水曜日のノーカーデーの実施。工事関係におきましては、

工事車両は低騒音型を使用、水洗便所の加入に伴います水洗化促進を図るための普及活動の実施、処理場関係につきましては石井の水処理センターにおきまして、焼却炉につきましては建物内に納める自家発電設備や焼却炉につきましては重油ではなく灯油を使用。汚泥及び焼却灰につきましてはセメントの原料にする、こういったものが環境に配慮するところでございます。

次に、2の経費節約についての工夫でございますが、事務所内におきましては昼休み時の消灯、水曜日のノー残業デーの実施。工事関係につきましては、マンホール間の距離を延ばしてマンホールの数を減らすようにしています。それから、人孔をコンクリート製から塩化ビニール製へ。3点目には、埋め戻しに再生砂の利用、こういったものでございます。

処理場関係におきましては、放流水の残留塩素濃度を常時監視をすることにより、効率的な滅菌を行い、環境に配慮し、滅菌剤の量を少なくしております。その他、機器の点検を小まめに行いまして、保守費用等の節減等、経費の節減に努めております。

次に、3の組合の取り組みをどのような形でPRしていくかでございますが、職員には文書回覧による周知徹底。それから、市民の皆様には、工事説明会等の開催時や排水設備の切りかえのための個別訪問時にPR、施設見学者に対しまして、組合の取り組み、水の再利用等について話をしております。あと、下水道の促進デーによりまして、下水道事業全体のPRを市民にいたしているところでございます。

次に、最近大手企業を中心に環境会計を取り入れる動きが活発ということで、組合の取り組みの関係でございますが、新しい課題でございますので、埼玉県環境政策課に現在の埼玉県及び他県の取り組み状況を問い合わせたところですが、埼玉県につきましては今のところは予定なしということでございます。東京都が導入に向けまして検討を開始し、年内をめどに制度の枠組みを作成する。それから、岩手県で2001年度から環境会計を作成し、公表するというので三都県の道府県につきましては、予定なしと伺ったところであります。このような状況下でありまして、当組合といたしますと環境対策につきましては今後他団体の動向を見ながら、調査研究をしてみたいというふうを考えてございます。

次に、下水の引き込み貸付金の保証人の件でございます。貸し付け状況を申し上げますと、排水設備の受け付けは平成10年度が952件であります。貸し付け対象件数は421件で、実際の貸し付け件数は79件でありました。割合にしますと18.8%の利用となっております。

次に、保証協会など保証人以外の保証制度の現状であります。近隣の市町の状況を調べたところ、保証制度を導入している市町についてはありませんでした。また、銀行と保証協会へ照会したところ、保証協会の制度は金融機関からの借り入れを容易にするために連帯保証人が不要となりますが、組合の貸付金については対象にはならないということでございました。このような状況になっております。

次に、3の制度の導入への取り組みの関係でございます。保証協会を利用することについて近隣市町を調査した結果は、現在は導入しておりませんが、今後の動向を見て研究をしてみたいというふうを考えております。

次に、本下水導入後の浄化槽の雨水タンク化への補助の関係でございますが、県内で補助を導入している状況を申し上げますと、近隣市町等を調査した結果、10市町でございますけれども、浄化槽の雨水タンク化への補助制度を実施している団体は特にございませんでした。

2番目の当組合におきます導入でございますけれども、補助制度の導入につきましては県内の他団体の

動向を当面見守っていきたいというふうを考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 再質問をさせていただきます。

どっちにしても、かなり先進的な事柄になりますので、今後の取り組みに大きく期待させていただきましたが、まず環境会計に関しては決まり切った項目があるわけではなくて、独自の基準で出すことはできるということは、逆に言うと制約が少なく、一応費用の面は環境庁のガイドラインが6項目ほどあるようですけれども、効果の面はどれをどういうふうにも効果と判断するのかはこちらにもう託されているわけで、PRといっても何か今のご答弁だとこれといつて的確なPRをされていないのかなという状況ですから、こういう手法も取り入れて、もしISO14001などの外部監査が必要なようなものを入れるとかなり大事になってしまいますけれども、これなら割りと取り組みやすいことでもありますし、市民に開かれた下水道組合となるべきだと思いますので、また東京都の水道局の環境会計の草案というのは年内にできて、12年度からはやっていきたいというお話も伺っておりますので、そういうものを参考にされ、これからの前向きな取り組みを要望させていただきます。

続きまして、下水引き込みの貸付金に関してなのですが、今のお話ですと無利子で、ただでお金を貸してくれるこの制度が利用率が約20%を切っているというのは、かなりこれは低いのではないかなと私は考えます。それは、その条件に問題があるのは論を待たないということで、銀行等と協議してほかの保証をまた考えていただくようにして、選択肢が多ければ多いほどいいわけなので、その辺も市民感情と市民の実情にこたえて前向きに対応していただくことを要望させていただきます。

最後に、雨水タンクなのですが、いろいろと説明会等でもその浄化槽の有効利用はないものかという質問があると伺っております。聞くところによりますと、雨水タンクにして室内のトイレとかの配管と一緒にして、雨水を常にトイレとかを利用するみたいな工事ですとかなり大がかりなものになってしまいますけれども、この場合は本当に庭に一つ水道の蛇口を立てて、そこにポンプをつけて、浄化槽の後の雨水タンクから、あるうちはそれから引き込んで水をまいたり車の洗車に使ったりというもので、その費用も10万はかからないだろうと言われております。また、下水道料金は、上水道と連動して今でも水道を使って水をまいたり車を洗ったりしても、下水には直接それに水は使わないのだけれども下水道料金に反映しているという苦情もございますので、そういった市民の声を考慮して前向きに導入を要望いたして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小室利夫君） 宮崎管理者。

○管理者（宮崎雅好君） ご質問をいただきました環境会計のご質問であります。私どもといたしますとISO関係の取り組みをしろということで、ある程度研究をされているわけでございます。環境会計の方ですと評価そのものがなかなか難しい点もあろうと思っておりますし、手前勝手になるわけでありまして、さらにまた、今の時点において一番お待ちをいただくのは入らないところの皆さん方でありまして、ある程度の普及率が上ってきた、そして施設等ができた、そういう段階においてはある程度考えるべきだと思うわけでありまして、現況におきましてはその前の段階における精神の問題で、ISO関係においてもなかなか取り組みは難しいと思うわけでありまして、その勉強をしろというふうに言っておりますので、そ

の点ご了承いただきたいと思います。

あとは貸付金の問題でございしますが、これまた下水道の全然入らないところと下水道の入ったというそれだけの恩恵の差もあるわけでありまして、いろいろとそういう面におきまして、その辺の人々がどのような考え方を平均的にしていくか、それらを見ながら、さらにまたある程度もう下水道が、そちらの管が行きますと普及率を上げてもらわなければならない、お困りの方にはできるだけ配慮はしてもいいと思うわけでありまして、現況におきましてはまだまだ入らないで待っている方が多いわけでありまして、ですから、入るという方にだけ便宜を与えるということではなく、できるだけそういう今お待ちの方々にどう早くこれらの施設を提供することができるか、それらの努力をさせていただきたいと思うわけでありまして、ご了承願いたいと思うわけでありまして、

あと、浄化槽の関係、私のところもそうなったわけでありまして、どうしようかということでありまして、市長のところにも補助を出すわけにはまいりませんので、ひとつこの辺につきましてはしばらくの間状況を見ながら、環境を見ながら進めていきたい、こう思うわけでありまして、

○議長（小室利夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時08分

○議長（小室利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、吉岡茂樹議員。

○7番（吉岡茂樹君） 7番、吉岡です。通告に従い、一般質問を行います。

人間の社会生活は、残念ながら自然環境への影響を伴うものでありますが、したがって環境を守っていく問題は社会の発展と同時に確実に解決していかなければならない第一義的な課題であることは言うまでもありません。その中での下水道事業の推進は、ごみ処理事業とあわせて住民に密着した公共事業として重要であります。現在では汚水の法的排出基準もあり、この基準をクリアする合併浄化槽などの普及で本下水が入っていない地域でも一定の改善はされつつありますが、しかしなんとといっても本下水道における排出値には及ばず、定期的な保守管理の解消も含めて本下水道の導入には住民の大きな期待が持たれているところであります。

そこで質問であります、1点目は下水道事業の現時点における進捗状況と今後の見通しについて質問いたします。これは都市下水路の問題もあわせて答弁をいただきたいと思います。

2点目は、坂戸市片柳と鎌倉町の本下水道導入の見通しについて質問をいたします。

3点目は、水洗化についてであります、本下水道が導入された地域の最後の総仕上げの事業が水洗化の促進であります。しかし、本下水が通り下水の枝管が布設されても当初は水洗化が一定程度進みますが、その進捗が止まってしまうという状況があるのではないかと考えます。現在の水洗化の状況と促進についてお伺いをいたします。

4点目は、坂戸市飯盛川、芦山町地域の河床構造変更に伴う諸問題についてであります。この部分の河

床構造はコイなどの魚道の確保とユスリカ対策から施行されたと認識しております。しかし、土留めの仕切り板に沿って約50センチから60センチ程度の幅で盛り土が流出しております。また、その下流の北坂戸終末処理場近くには多量の土砂が堆積をするという状況になっております。特に今年は集中豪雨が多かったわけでありましたが、それが起因するものと考えておりますが、これへの対策について質問をし、第1回の質問とします。

○議長（小室利夫君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 吉岡議員さんの一般質問にお答えいたします。

初めに、下水道事業の現在の進捗状況と今後の見通しについてであります。平成10年度末の整備状況につきましては事業認可面積1,287.3ヘクタールのうち整備面積が931.2ヘクタールで、率にしまして72.3%の成長率でございます。坂戸市が74.6%、鶴ヶ島市が67.0%となっております。

次に、平成11年度の整備状況につきましては早めの発注を行っており、現在約50%の発注状況となっております。また、先般の6月定例議会におきましてご議決をいただきました補助金の増額に伴います工事によりまして、11年度におきましては当初予定より若干整備面積が増える状況でございます。なお、予定どおり進捗いたしますと11年度末で約74.8%の整備率となり、坂戸市が約75.2%、鶴ヶ島市が約73.8%となる見込みでございます。

今後の見通しでございますが、現在の事業認可期間は平成14年度まででございます。事業認可の整備計画からは若干前倒し傾向にあります。事業を継続して進めていくためには、平成13年度中に事業認可の拡大を図っていく必要がありますので、両市と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。また、都市下水路の進捗状況でございますが、飯盛川都市下水路につきましては計画決定延長及び認可延長7,125メートルに対し、平成10年度末の整備延長は6,835メートルであり、整備率にしまして95.9%でございます。

次に、大谷川都市下水路における進捗状況は計画決定延長が9,873メートル、認可延長が9,194メートルで、平成10年度末におけます整備延長が6,737メートルで整備率にしまして73.3%でございます。来年度につきましては圏央道区間の方に入っておりますので、今後大宮国道工事事務所等と用地あるいは工事費につきまして協議ということで、来年度についてはやっていくように考えております。

次に、坂戸市片柳、鎌倉町の下水道の促進についてであります。片柳地区につきましては区画整理区域の事業認可を得まして、区画整理事業の進捗にあわせて整備を進めております。また、鎌倉町につきましては一部第一住宅について既に下水道整備区域となっておりますが、他は事業認可区域には含まれていない状況でございます。事業の実施につきましては、まず事業認可の区域に編入する必要があります。また、この鎌倉町地区の排水は石井処理区に位置づけされておまして、この下流であります片柳区画整理地内の幹線管渠へ接続する計画となっております。現在片柳区画整理地内の幹線管渠の布設状況は、約1,480メートルのうち430メートルが終了しておりますが、今後の布設につきましては区画整理の進行にあわせて実施してもらいたいと考えています。したがって、鎌倉町地区につきましては片柳区画整理地内の幹線管渠の布設状況を見ながら、基本的には事業認可編入後に整備を考えております。

次に、水洗化の現状と促進についてであります。水洗化の現状につきましては平成10年度末の接続している水洗化率は83.8%であります。内訳は、坂戸市が82.5%、鶴ヶ島市が87.0%であります。また、水

洗化の促進についてですが、工事説明会におきまして水洗化パンフレット等を配付いたし、処理区域となったときに自治会長さん、あるいは区長さん等に説明し、回覧により接続の依頼をいたしております。また、指定工事店へは水洗化PR活動の指導をするとともに、職員による個別訪問を実施し、努力しておりますところでございます。また、特に浄化槽等で管理が不十分で近所から苦情等のあるものは、市の関係機関と連絡をとり文書と口頭によりまして早期の接続をお願いしているところでもあります。

次に、飯盛川、芦山町地域の河床構造変更に伴います諸問題の関係でございますが、飯盛川の芦山町地域につきましては、平成8年度に土を入れまして土留めとして仕切り板を施工したところではありますが、土も固まりまして水の流形も整え、濁水時における魚道確保もできましたが、一部流出する部分もありますので、これらの方につきましては今後復旧について検討してまいるといふふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 7番、吉岡茂樹議員。

○7番（吉岡茂樹君） 要望も含めて再質問をいたします。

1点目と2点目は関連があります。進捗状況等平成11年の見直しについて示されたわけでありますけれども、それを踏まえて、さらに認可区域の拡大についても平成13年度中に事業認可の拡大を図っていく、そういう方向が示されました。それで、もう一つお聞きしておきますけれども、平成11年度の実施率が74.8%、坂戸については75.2%、鶴ヶ島が73.8%というふうなことでありますけれども、これはいわゆる区画整理地内も含めた数字ではないかというふうに認識をします。したがって、このいわゆる区画整理の部分を除いた進捗の状況というのはどういうパーセントになるのか、1点お伺いをしておきます。

それから、片柳、鎌倉町の下水の促進の関係であります。これは、第一住宅の中に組み込まれている鎌倉町については、もう既に下水が導入されているというふうな状況でありまして、それ以外、いわゆるこの今片柳地区が区画整理事業を始めているわけですが、それといわゆるその第一住宅に組み込まれた鎌倉町部分、この間がずっと以前からなかなか認可区域にならない、そういう状況が続いていたと思います。そういう意味で、先ほど答弁がありました平成13年にさらに全体の認可区域の見直しを行うと、そういう答弁でありましたけれども、これは要望ですが、ぜひその時点でこの鎌倉町の認可区域に含まれていない、ここについて認可区域に含んでいくと、そういう検討をしていただきたいというふうに、これは強く要望をしておきたいと思っております。

それから、水洗化の問題ですけれども、私の方にも何点か苦情が来ております。それは、先ほど示されたように本下水道入って、枝管が入って、水洗化がかなり進んでいると、パーセントでも全体で83.8%、坂戸市が82.5%、鶴ヶ島が87%、そういう状況で、戸数でいきますと坂戸市が1万148戸に対して2,155戸がまだ未接続になっていると。鶴ヶ島については4,456戸、これに対して663戸がまだ未接続になっている、そういうふうな状況だというふうに理解をしているわけでもあります。

それで、なかなか水洗化が八十数%まで進んで、その後20%、ここがなかなか進まないというふうな状況があると思うのですが、この進まない原因はどのようなところにあると考えておられるのか、1点お伺いをしておきます。

一つは、私の方にこういうことが話として伝わってきているわけですが、水洗化がずっと進んでいって、非常に臭いもなく、合併浄化槽は今までありまして、それがU字溝に入っていたと。そのときはやは

り臭いがしていたけれども、大分少なくなったと。お店、そば屋さんですけれども、非常にそういう意味で商売柄臭いが仕事に影響するというふうなことでありますけれども、そういうふうには水洗化が進んではきているのだけれども、なかなかまだ水洗化をしていないと、そういう部分もありまして以前よりも非常に臭いが強くなったと、どういうことなのだろうと、そういうことも来ております。これは、町の環境課も含めて対策を考えていくというふうなことになるのではないかとというふうに思いますけれども、そういうことでもありまして、このなかなか遅々として進まない水洗化の問題点、これはどういうところにあるのか、1点お伺いをしておきます。

それから、飯盛川の芦山町部分の河床構造の変更の関係、これは平成8年にああいう工事をしたわけです。最近非常に自然が戻ってきたというのです。魚、コイもたくさんいますけれども、いわゆるウグイ、フナ、オイカワ、こういうたぐいの魚がかなり生息をしまして、鳥関係、シラサギ、ゴイサギ、あるいはカワウも飛んでくると。さらには、五、六匹の小さい子供を連れたカルガモが、年間を通じて何回か繰り返して子育てをしに来ているのです。あるいは、きわめつけはカワセミが飛んできています。実際こう見ますと、仕切り板を入れた棒くいとまって下をうかがっているのです。ダイビングをして、そこでその魚をとると。そういう姿がああ芦山町の市街化区域の中で見られると。そういう状況というのは鶴ヶ島の中でも恐らくないのではないかとというふうに思うのです。そういう意味で、非常にこれはただ単なる都市下水路の機能を果たしていればいいということではなくて、地元の人たちもユスリカ対策の問題では、この間も、若干やはりユスリカも少なくなりましたねと、そういう話もされておりました。ただ、いかにせん非常に水が多かったために、先ほど申し上げましたように五、六十センチ降られて、それが仕切り板に沿ってずっと土盛りがなくなってという状況がありまして、何とかあそこの部分の対策を立ててもらえないかと、そういう声も出されております。なかなか水との関係で技術的にも難しい内容があるのではないかとというふうに思いますけれども、先ほど答弁で対策については検討しているというふうな答弁がありましたけれども、ぜひ適切な対応をお願いしたいというふうに思います。区長さんを初め、住民の人たちも非常に注目をしているところですので、よろしくをお願いしたいというふうに思います。

○議長（小室利夫君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 最初の認可区域の方の拡大の方の件でございまして、区画整理区域を除いたパーセントの関係でございまして、これ一般的に整備率につきましては、事業認可面積と処理区域面積がありまして、パーセントを出してございまして、現在のところ全体での76.8%でございまして、そういった区域を除いた場合につきましては、当然我々の方の事業認可区域面積も考慮しますので、パーセントにつきましては約88%ということでございます。

次に、水洗化の進まない理由でございまして、大体八十二、三%というふうな数字でございまして、基本的には私どもの方も浄化槽を設置をしまして日が浅い、大体水洗化の区域につきましては法律の方でも3年以内に速やかに接続するというふうなことになっておりますが、その辺で浄化槽を設置された方がこの中には入ってくるだろうし、あるいは大家さんが遠いところにて借家等の場合については、連絡をしても連絡等がつかない、あるいは加入するにつきましては若干負担金等の問題があって、予算等が個人的にたたないのではないかなと、そういうふうな考えております。そういったことが理由ではないかとというふうに考えております。

4番目の芦山町地域の環境でございます。現場の方を見ましても、非常によい環境に最近につきましてなっているかなというふうに考えております。コイとかあるいはニシキゴイもあの辺にたくさん泳いでいますし、カモの方も下水道の処理区域の方にはおるようございまして、なお小さい魚も魚道の板の中を素通りができますので、土と河川の間のところを行ったり来たりたくさん群れているようございまして。なお、延長につきましては約157メートル、そして3メートルの間ですが、1メートル弱ぐらいの土が大水によって流出しておりまして、現在のところ板についてはそのまま残しまして、あの土をどんな形でやっていくか、今後検討の方をしまいにしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小室利夫君） 7番、吉岡茂樹議員。

○7番（吉岡茂樹君） 認可区域においては、実施率については、区画整理地域を除いて88%というふうな状況です。新しい認可区域を拡大する一つの目安が80%というふうなことを言われているわけです。区画整理については、下水道の布設とまたちょっと違った事業の展開をしていくというふうな状況もあるだろうというふうに思いますので、そういう区画整理を除いて80%を超しているというふうなことでは、新しい認可区域をさらに拡大するという条件があるのではないかというふうに思いますので、ぜひ積極的に認可区域の拡大に取り組んでいただきたいというふうに思いますし、先ほど言いました、鎌倉町の認可区域の方もひとつよろしく検討していただきたいというふうに思います。

それから、飯盛川の芦山町地内の対策、これについてもひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小室利夫君） 次に、8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子です。議長の許可をいただきましたので、ただいまより私の一般質問を始めます。

最初は、都市下水道水害対策とユスリカ対策についてということで質問いたします。ことしの世界各地での夏の暑さでは、死亡者も出るほどの大変な暑さでした。そして、トルコや台湾などの大地震や集中豪雨は大きな被害を世界各地にもたらしています。人災とも言える天災は、人間が勝手気ままにやりたい放題の大量生産、大量消費での環境破壊の結果であり、そのツケが回ってきていると思われまます。

埼玉県内でも、8月13日から15日の集中豪雨による総被害額は69億9,800万円にもなることが県消防防災課のまとめで明らかになりました。これは、公共施設の復旧に要するものだけであり、個人住宅の床上浸水462棟、床下浸水2,628棟など、被害を加えると相当な額となります。鶴ヶ島においては床下浸水3棟と比較的被害は少なかったものの、坂戸市においては床上浸水131戸、床下浸水130戸と聞き、心から水害のお見舞いを申し上げます。越辺川、都幾川、飯盛川の合流地点での災害だそうです。この地点での住民の皆さん、坂戸市の緊急な対応が非常によかったということで大変喜んでおられました。

こうした水害は、森林の伐採や宅地造成などで保水力がなくなり、都市下水道も護岸がコンクリート化したために一気に流れ下るためと思われまます。こうした事態を少しでも防ぐ対策として、遊水池をつくったり浸透性の舗装を心がけるなどしていますが、まだまだ不足しています。今後とも都市下水道築造に当たっては、こうした点に留意すると同時に水害対策も考慮したまちづくりが急がれます。そこで質問いたします。

一つ目の質問は、水害を防ぐ都市下水路とまちづくりについてお尋ねします。二つ目は、浅羽の第一幹線の進捗状況、そして一本松、新田排水の対策についてお尋ねいたします。三つ目には、ユスリカ対策の来年度実施について、ぜひ消毒をやめていただいて自然浄化の方向での駆除についてお願いしたいと思いますが、この点での質問をいたします。四つ目には、これは一番目と関係がありますけれども、緑と清流を取り戻す自然の都市下水路への転換についてお尋ねしておきます。

二つ目の大きな質問に入ります。入札状況と政治倫理条例について、この問題はもう私も何回も質問をし、先ほどの決算でも指摘してまいりましたが、市民の税金を使う組合の工事に当たっては、政治家とその家族が参入するという点については、既に倫理上の大きな問題であるというふうには指摘してきました。10年度の決算でも議員の入札参加が18回、落札3回ということで事実として残っております。その中で私が質問したいのは、一つとして、入札に際して政治家の今年度の入札参加状況と落札について、平成11年度のをお尋ねします。二つ目には、政治倫理条例の制定についてお尋ねしておきたいと思っております。

三つ目の大きな質問です。石井下水処理センター工事に関する官制談合について。この問題も、1996年ですか新聞報道され、既に談合事件として告発されていると、長い長い住民の監査請求訴訟ということが起きて続けておりますが、こうした中での当下水道組合の対応を尋ねるものです。日本下水道事業団と明電舎に対してのその後の状況と損害賠償を求めることについてということでお尋ねして、私の1回目の一般質問といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（小室利夫君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 松村議員さんの一般質問にお答えいたします。

初めに、都市下水路水害対策とユスリカ対策について、水害を妨げる都市下水路とまちづくりにつきましてお答えいたします。去る8月14日の大雨による水害につきましては、昭和22年のカスリン台風以来約50年ぶりの浸水被害と聞いております。当地域は、近年の人口増加に伴いまして宅地化が著しい地域であり、豪雨のたびに市街地に降った雨水の排除に苦慮してきたところでありまして、今日環境整備の一環として排水系統を整えることが急務であり、都市下水路の築造が必要であるものでございます。都市下水路の目的は、下水道法に基づきまして市街地における雨水排除を目的として、各浸水被害を防止する都市施設であります。その構造につきましては、開渠を原則とし、下流から逐次整備いたしておりますが、今回の大雨による都市下水路の下流域におけます越辺川との合流部におきましては抜本的な改修に向けて構成市から国、県へ要望がなされ、解決に向けての調査が開始されたと伺っておりまして、現在のところ飯盛川及び大谷川、両都市下水路につきましては市街地の雨水を有効に排除する役割を果たしているものと考えております。

次に、②の浅羽第一幹線の進捗状況について。一本松、新田排水の対策についてですが、浅羽第一幹線の進捗状況につきましては昭和63年度に事業認可を得て平成7年度より事業に着手し、平成10年度末現在の施工済総延長は1,140メートル終了いたしております。なお、本年度は引き続き浅羽野小学校から上流に向けまして、施工延長約100メートルの工事を行うという予定であります。また、一本松、新田土地区画整理地区の雨水排水対策につきましては、区画整理事業による調整池より流量調整をし、既設水路へ現在放流しているところでございますが、下水道計画は浅羽第一幹線を一本松、新田両区画整理区域まで延

伸する計画となっておりますので、引き続き構成市と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

次に、ユスリカ対策の来年度実施について、消毒をやめて自然浄化の方向での駆除についてであります。ユスリカ対策につきましては坂戸、鶴ヶ島構成両市と協議をしているところでありますが、ユスリカ発生原因の一つとして、各家庭からの雑排水が河川に流入し、水質を悪化させ、自然の浄化作用は限度を超えております。しかしながら、公共下水道も整備が進行してまいりましたので、河川の水質改善のための公共下水道への接続替えを行っていただくことにより、汚れた水の流入も少なくなってきました。徐々に水質も改善されてくると思いますので、今後とも公共下水道へのPRとともに状況を見ながら、対応を両市と協議してまいりたいと考えております。

次に、緑と清流を取り戻す自然の都市下水路への転換についてであります。6月定例議会におきましてもお答えを申し上げましたが、都市下水路につきましては下水道法に基づきまして、主として市街地における雨水の排除を目的とし、浸水被害を防止する都市施設であり、構造につきましては開渠を原則としております。したがって、都市下水路につきましては法に基づく事業で行っており、都市下水路としての基盤整備の設計基準からしても自然の都市下水路への構造等は、現状では困難であると考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、入札状況と政治倫理条例について、①の入札に際して政治家の今年度の入札参加状況と落札についてであります。ご質問の政治家の入札参加資格申請書については提出されておられませんので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、政治倫理条例の制定についてであります。この関係につきましては平成10年9月議会及び11年6月議会でもお答えしたところでありますが、倫理条例のうち長の資産公開条例については全国的に制定されているところでございます。このうち議員と長の倫理条例を制定されているところは全国で十数団体がありますが、県内では平成5年に騎西町が、また去る9月17日に大宮市が条例制定されたところでございます。本組合の倫理条例につきましては、このような制定状況を見ながら現在のところは構成団体等の対応を見守ってまいりたいと考えております。

次に、石井水処理センター等に関する官制談合について、日本下水道事業団と明電舎に対してのその後の状況と損害賠償を求めることについてお答えします。平成8年に鶴ヶ島市民の方が日本下水道事業団と電気業者9社を相手取り損害賠償を求め、浦和地方裁判所に提訴したわけですが、その件についての公判は5月定例議会以降7月12日と9月13日の2回行われ、全体では18回の公判が浦和地裁で行われたこととなります。組合といたしましても、公判の内容につきまして職員に傍聴させておりますが、いずれも今までと同じく文書のやりとりが主な内容でありまして、はっきりとした内容につきましてはわかっておりません。明電舎に対する損害賠償を求めることにつきましては、現在損害賠償について地方自治法第242条の2の住民訴訟によりまして住民が組合にかわって代理請求訴訟をいたしておりますので、今後これらの裁判の動向を見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（小室利夫君） 8番、松村和子議員。
- 8番（松村和子君） 8番、松村、再質問を行います。

まず、水害を防げる都市下水路とまちづくりの問題なのですけれども、この問題は都市化が進むにつれ

て非常に深刻な問題で、聞くところによりますと越辺川の方から逆流してきてしまうというようなことで、都幾川の方と越辺川とすべての河川の対策の中での飯盛川、それから大谷川対策ということになってくるのかなというふうに考えるわけなのですが、これは下水道組合が中心になるということも一面ではありますけれども、一面では広域的な問題にもなります。

この都市下水路は、上流部分から流れてくるということが原則なので、はっきり言いまして水が出てくるのは山の上の方から下ってくるわけです。だから、各所でそうした遊水池をつくったり、あるいは保水機能を持たせたり、山やそういうものを大事にしていくという総合的な取り組みなくしては防げないのではないかなというふうに思いますし、余り降り過ぎると防げない面も出てきます。でも、一定の人災の面もありますので、人間が開発したものですから、人間がそれなりに遊水池や今言った木の保水などをつくれるというふうに思いますので、これはうちの方で言えば日高も関係します、鶴ヶ島、それから今言った都幾川とかいろんな方面も関係すると思いますが、当面飯盛川幹線で行きますと日高、鶴ヶ島、坂戸ということになりますので、そうした広域的な話し合いを、直接下水路には関係ないけれども、話し合いを持ちながら、一定のその解決策を考えていくというようなことが非常に重要な課題になってくるのではないかなと思うのです。そういうことなしに、一挙に流れ下る都市下水路だけをつくったら下流は結局は水があふれるということになりますので、そういう当面3市での対策会議ですか、年何回とか開いてそういう方向でのまちづくり、協議なども大事になってきているのではないかなというふうに私は思うのですが、こうした方向づけはどのように考えていられるのかということが一つお伺いしたいことです。

それは、緑と清流を取り戻す自然の都市下水路への転換と、これは同時に行っていかなければならないので、確かに今の法律でいけば路面をコンクリートで覆ってしまうという傾向があるのですが、鶴ヶ島の高倉の池が今質問が吉岡議員の方から出ましたけれども、あそこに行きますとすごいたくさんの鳥とかいろんな動植物が今楽しそうにやっていますのです、泳いでいるのです。そういう、その都市下水路であっても護岸の方法によって、あのときも自然を残した護岸づくりということで随分一般質問を行いまして、市としても考えられる限りの護岸をやりますという答弁をいただいて、池を護岸工事したのです。できればそうした都市下水路への護岸工事転換というのは物すごく大事で、保水能力もあって護岸的な要素も果たせるということで、一挙に流れ下らない方法も考える時期に来ている。幾ら国の方でそういう規定は定めていても、地元から、地域から要求していくというのが一番大事だと思うのです。そういう面から、1番と4番というのを転換して政策として考えていく必要があるのではないかなというふうに思われますので、検討研究、あるいは視察にも結構行ってらっしゃるようなので、そういう研究の道を開いていく必要があるのではないかなというふうに思いますので、ご答弁をいただきたいというふうに思います。

また、浅羽第一幹線の進捗状況も非常に上がってまいりました。一本松、新田の方の排水の問題もありますが、この点についてもまだまだ考えられる限り、できれば用地も厳しくても、調整地域の方にでも用地を買って遊水池対策に努めながらジョイントしないと、また排水問題で問題を引き起こしてはいけませんので、そういったものも考えながら浅羽第一幹線、一本松、新田排水の問題については対応策をしていく必要があるというふうに思いますので、ご答弁をお願いします。

ユスリカ対策につきましては、これは絶対に消毒はやめた方がいいと思うのです。いろんな見てみますと、薬を使っても、人間の体でももちろんそうですけれども、強い薬を使えば使うほど免疫性ができてき

てその病気に効かなくなってしまうということもあるのです。余り薬飲んでない人はちょっと飲んだだけでも効きますけれども、そういうことからいって、やっぱり自然の浅羽の大排水路は草刈りということで先ほど石川議員の方にご答弁があったようなので、これをやっているところもあるのですよね。そうしますと、今の失業対策、失対対とか先ほど申し上げましたように、今仕事がなく本当に市内で困っている人たちたくさんいるわけで、高齢者事業団の方にも随分大勢の方が詰めかけているような状況もありますので、ぜひ薬で一挙に1社に発注して、埼玉環境衛生株式会社薬をまいてやってしまうということではなく、そういった面からも両市の雇用をふやすと、雇用確保ということから見ても、ぜひ方向転換をしていくような仕事の中身に変えて、しかも人体にいいということで、そういう方向でお願いしたいと思いますので、ご答弁をよろしくお願ひします。

次の、2番目の問題ですけれども、この問題については直接請け負っていなくても、先ほども何回も私申し上げていますが、議員の兼業禁止の92条の2では、準ずべきものというのが、ずっと読みませんけれども、禁止に準ずべきものも入っているのだと、この準ずべきものは何だということで私何回もやっていますけれども、顧問とか町の議員、そういったものでいわゆるその社長とかそういう責任についていなくても、法人に対して権利を有する、その執行力と責任等を持っている者というふうに規定しているわけです。これが昭和31年10月22日の判例で準ずべきものはこういう内容であって、必ずしも社長あるいはその重役についていなくても、いわゆる兼職禁止に値するのだという判例が出ているわけです。これは倫理の問題以前の問題で、判例で出ているのですから、実際はそういうことの入札については遠慮していくというのが本来の姿ではないかと思うのですが、私がここで何回も言っているうちにどんどんふえてしまうのです。どうもおかしな、この広域行政というのはおかしなところだなと思っていますけれども、それではいけないと思うのです。鶴ヶ島では、そういうことがあった場合には、やはり浄化されて次に何回かあるうちには選挙で選出されないといったぐらいにまで来ているのです、今。坂戸市はそこまではまだ行っていないということになっていますので、こういうのは組合で精査する必要があるというふうに思います。そういった意味も含めまして、今年度の入札の参加状況をお伺いしておりますので、関連する企業の参加入札状況、落札状況をご答弁いただきたいというふうに思います。

また、政治倫理条例の制定については、確かに騎西町とか大宮市も最近、今手にありますけれども倫理条例案つくりました。この中に、やはりそういう問題が含まれているのです。小川町はまた選挙で公職選挙法違反でやり直し選挙が行われましたけれども、こういうその特定業者の推薦紹介、あるいは市職員の採用、そういったものへの不正の疑惑を持たれないようにということで大宮市も厳しいものを設けておりますし、あと当麻町議会とかさまざまな全国的な中で政治倫理条例を規定しています。その政治倫理条例については、今申し上げました必ずしも代表でなくても入札に参加しないということがはっきりと明記されている倫理条例も多いわけです。ですから、こういったことをなくす意味からもぜひ制定に力を尽くすということが、市民から見ても当然のことではないかというふうに思いますので、もう一度ご答弁をお願いします。

最後の三つ目の問題の石井水処理センターの官制談合につきましては、明電舎との代理訴訟を待つと言いましたけれども、本年度の決算でも日本下水道組合でみんなで作っている組合の対策負担金を出しているわけです。そういった中で、ぜひ前進的な話し合いを、負担金出しているわけですから、いろんなこ

ととあわせてやっていただきたいというふうに思いますので、もう一度ご答弁をお願いします。

以上です。

○議長（小室利夫君） 宮崎管理者、答弁。

○管理者（宮崎雅好君） 下水道、特に都市下水路関係の災害につきましてお答えを申し上げ、他は担当者からお答えを申し上げます。

言うまでもなく、坂戸におきましては越辺川、高麗川、これらの川の関係、あるいは飯盛川、大谷川、これらの関係で随分昔から有史以来水との関連がございましたし、またこれらにつきましての災害もほとんど毎年のように苦勞してきたという歴史があるわけでありまして、今から60年前、原次郎先生が先に立ちまして入間川水系改修工事期成同盟会というのをつくられたわけでありまして、今年はその60周年の記念すべき総会の年でありました。荒川の本流は国において堤防等をつくり、そして防災の施設をつくったわけでありまして、古谷から芳野、そして山田、三芳野、勝呂、坂戸、こちらの方は一切それらについての配慮がなされなかった、入間川水系においてみんなで力をあわせながら堤防を国の金でつくってもらおう、そういう動きを始めてもらったわけでありまして、特に戦争中でありましたので、昭和17年に国においてはそれを認めましょうということでありまして、そしてそのときから正式な形においての総会が開かれてまいりましたが、戦後におきまして、とりわけ昭和22年のカスリン台風のあの被害等によりまして格別な配慮等もなされまして、そしてまず第一番にその下流の分から仕事が始まると同時に、あの伊草におきましての落合橋においての3線、入間川、越辺川、そして小畔川、3線の合流地点をぐっと下流へ下すことによって、そしてこちらの水害をなくそうということ。そして、それから三芳野、勝呂というふうに堤防をつくってまいりました。今までは霞堤でありましたので、ほとんどいつでも水がこれは自由に出入りをしたと言いますか、そのような形の堤防でありましたので、下流の水を守るために上流に湛水をさせるというような、そういう湛水地帯の構造であったものを、逐次これらの改修がなされていったわけでありまして、北坂戸の地もそうでありました。そのような形において北坂戸においてもしっかりした堤防ができ上がり、あのようなまちづくりになりました。入西においてもそのようになってまいりました。

しかし、何といたしましても都市下水路であります大谷川、そして飯盛川、飯盛川につきましては、私ども埼玉県と交渉いたしまして、都市下水路から1級河川としてこれを認めてもらうことにいたしましたわけでありまして、それらのことから、常に我々はこれらの水の解決のためにはあそこを機械によりまして、そして揚水機によってポンプアップすることによって排水をし、そして床上浸水等を常にこれらについての対応をしなければならぬ、そういうことで私ども入間川水系改修工事期成同盟会の会長を仰せつかっているわけでありまして、そういう面におきましてここ10年ばかり常にポンプ場施設の整備につきましての陳情等を大蔵省、建設省、あるいは埼玉県等にしてまいったわけでありまして、

皆様方の方から流れてきます大谷川につきましては、あの下流部分におきまして、そしてポンプ場をつくるための土地を買収してあります。昭和50年代におきましてこれを買収してあります。しかし、国や県の方におきましてお願いをしても、今の段階においてはそれらをなかなか認めてくれませんでした。しかし、今回のあのような床上浸水が出た段階におきまして、我々は早速、常に要請をしていたとおりのふうになったのではないかと、少なくとも床上浸水が出ないような形における対策を練ってくれ、そういうことでお願いをすると同時に、坂戸市議会におきまして揚水機設置についての国への要望の決議をして

くれました。それらを持ちまして建設省、大蔵省、そして出先機関であります関東地方建設局、そして荒川上流工事事務所、これらと折衝をいたしました結果において、今回の水がどのようにして出たかというメカニズムをまず調査をしましょう。そして、調査をして、それらにおいてのこれらを予防するためにはどうしたらいいかという幾つかの案をつくりましょう。その案に基づいて、そして飯盛川、大谷川においては水門をつくり、そして越辺川の流れが増えてきてこちらへ逆流するようなときは水門を閉めて、こちらからの水を機械排水をするような、そういう設備にしましょう。そういうことで、国においては飯盛川関係、あるいはまた大谷川のそれらのメカニズム、その他についてご承知をいただきましたし、また埼玉県知事さんが、これは都市下水道でありますので、大谷川関係においては責任を持ってくれるわけがあります。先般も知事にお会いをしまして地元の議員さんともども行きまして、そして知事さんの方においてもそれだけの苦勞があるならば、これらについても対応しましょうということに話をつけてくれたわけがあります。

したがって、私どもはもう今ある予算の中におきまして国においてそれらのメカニズムの調査、あるいはそれらについての設計、それらにかかってくれたということで、本当に心からお礼を申し上げているわけですが、しかしそれだけでなく現実の問題としてこれをどう形づけていくか、再びこういうことがないようにしたらどうか、そういうような問題において今後ともこれらの交渉、あるいはお願い、これらを強くしてまいりたいと思うわけでありまして、改めてよそと相談をするということではなく、既に我々は建設省、大蔵省、そしてまた出先機関、埼玉県等との間におきまして、これらの解決のための方策が見出せたと思うわけがあります。

今後それをどう実現をしていくかということでもあります。ただ、ご承知のとおり堤防のところを締め切って、そしてこちらの水をくみ出すということになりますと、堤防も強度が必要であり、さらにまた下流における水の問題、上流における水の問題、こういう問題も出てまいります。今日までの間において荒川の下流の方においては彩湖という、そういう調整の池をつくりました。そうして秩父の方におきましては上流部分においてダムをつくりました。こういうような関係もあり、そうして圍繞堤といいますか、川島なんか特にそうであります。もう4世紀も前から、400年も前から川島は圍繞堤らしきもの、すなわちぐるっと堤防が周りを回ってまいりまして、そうして水が入ってくるのをよけて、それで一つの口だけで水を出しているのであります。我々も北坂戸の方が常にあそこから水が入ってきた、そういうものが入ってきますといつまでたってもこれの排水はできない。しかし、今日北坂戸のあの堤防もしっかりしてまいりました。ただ、我々が一番心配しているのは、海の方に川が流れていない、坂戸の場合における川の流れというのは北の方へ流れている、そういうのが3カ所ばかりあるわけでありまして、これらはなかなか流れの問題、あるいは自然に逆らうような、そういうような問題も存在をいたしますので、安心はできないわけですが、あのような形になった場合におきましてはやはり圍繞堤的なものであって、後から入って来ないようにして、中の水をくみ出すという、そういう形における物理的な関係における調査等が進んでまいりまして、ようやくその段階となったと思うわけがあります。

特に、下水道組合におきましては、先ほど言いましたように大谷川の一番下流の部分に住宅・都市整備公団が出してくれたお金で、坂戸、鶴ヶ島下水道組合のポンプ場用地が買収してあるわけがあります。何年前におきましては、川越市の方から早くつくってくれというようなこともありましたが、お願いをし

てもなかなか国や県の方で言うことを聞いてくれませんでした。今回は、川越市からは余り話は来ておりませんが、キングスガーデン等におきましては相当多くの被害を受けたと思うわけでありまして、またあの水そのものが大谷川だけでなく小畔との間の水を、どう縁を切っていくかという一つの問題も存在をするわけでありまして、我々といいたしますと専門的な勉強の中において、これらの心配が再び床上浸水にならないような、そういう努力等を実施し、これらを実行するための努力をしておりますので、ぜひ皆様方におかれましてはご理解、ご協力のほどをお願いを申し上げます。

○議長（小室利夫君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） お答えいたします。

都市下水路を自然の排水路にとのことではありますが、都市下水路は大谷川に沿いました周辺地域の雨水の排除と浸水被害を最小限に防止する役割を果たしております、国の補助基準に基づきまして積ブロックで法面を施工しているものでございます。周辺地域の宅地化の状況からしまして、護岸が流出して住宅地への浸水被害を防ぐという意味合いからも基盤的な整備として進めておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、浅羽第一幹線の上流に向けての対応策でございます。本年に入りまして、地元の土地所有者の方から、用地につきまして何とか見通しがつく段階となりましたので、ここで内部でもっていろいろと現在今後の計画につきまして計画を詰めておるところでございます。今後この一本松と新田の排水につきましては、今後ではできれば道路の中を管渠によりまして、あの辺まで持っていくような計画で考えております。これらにつきまして、構成両市と今後協議をしながら上流に向けまして整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、ユスリカの対策でございます。ユスリカ対策としましては、坂戸、鶴ヶ島、構成市と協議をいたしているところでありますが、薬剤だけでは全面解決しないためユスリカが発生ができない環境づくりが大切であります。組合では、都市下水路機能を十分に維持できるよう管理するところでありますが、いずれにいたしましても自然の浄化作用が維持される程度の水域を管理し、天敵も見られ、たとえユスリカの発生を見たとしても問題とはならない程度のバランスのとれた生物群集を持つ自然の生態系を確立することが、ユスリカ対策の基本となります。自然浄化の保護につきましても研究をし、今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、入札と落札の関係でございます。平成11年度の入札関係につきましては、2ないし3回でありまして、落札についてはいたしておりません。

次に、倫理条例の関係でございますが、先ほどご答弁申し上げましたとおり、組合といたしましては他団体と構成団体の対応を見守ってまいりたいと考えております。

石井水処理センターの官制談合、損害賠償の件でございますが、現在全国で17団体が同様な訴訟が起こされているようですが、いずれにいたしましても組合としましては他団体の動向を見守っていきたいと考えております。なお、次回の公判は11月の15日に予定がされております。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。再々質問を行います。

ただいまほとんど答弁いただきまして、特に水害の問題ではいち早い対応で、今後はポンプアップの方向で対応するというので、長年の懸案が要求交渉によって実現したということについてはよくわかりましたし、坂戸市の皆さんが一致団結して下水道組合とともに対応しているということはわかったわけなのですが、やっぱり水というのはどんなふうにしてどういうふうになるかということは、これ予測がつかないような気がするのです、いろんな今の台風など見ましても本当に変化しているので。

そこで、私もこういう対応策というのは一定程度手を打たれたという話をお伺いしていたのですが、やっぱり念には念を入れて今後ともに上流部とのこの河川の対策会議とか、地域での連携も深めて、なるべくそういう遊水池だの浸透性のものなど、そういうことを計画的に進めるというまちづくりへの下水道、あと自然の下水道づくりということでのジョイントは大事ではないかなと思ったので、ちょっと下水道のところからは外れるかなとは思ったのですが、でも最終的には下水道に水が流れ込んでくるわけですから、そういった意味からも今後ともにそういう対策を立てながら対応していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小室利夫君） 以上をもって一般質問を終結いたします。



◎議長のあいさつ

○議長（小室利夫君） 以上をもって今期定例会の議事は全部終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

この定例会も全議員さん出席のもとに提案された2議案に対して慎重審議をいただき、ここに管理者を初めとする職員等の適切な答弁により、ここに原案のとおり可決されましたことを心から御礼を申し上げる次第でございます。

今後さらにこの下水道組合そして市民のために、そのそれぞれの立場からご指導、ご協力をお願いする次第でございます。

これからのぎやすい時期になると同時に、また寒さにも向かってまいります。どうか議員各位におきましてもそれぞれご健康に留意されながら、そして両市の進展のため、そしてこの下水道組合の発展のためにまたご尽力くださることをお願いしてあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。



◎管理者のあいさつ

○議長（小室利夫君） 管理者からごあいさつをお願いいたします。

宮崎管理者。

○管理者（宮崎雅好君） 本日の平成11年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会に当たりましては、議員各位におかれましては9月定例議会それぞれの議会において活躍をいただき、本日は全員の方がご出席をいただきまして本議会につきましてご協力を賜りました。心からお礼を申し上げ、さらにまたご提案

申し上げました重要議案であります決算、そして予算、これを皆様方のご協力、ご支援のもとにおきまして可決、認定をいただいたわけであります。心からご協力にお礼を申し上げてやまない次第でございます。

特に今我々の坂戸、鶴ヶ島下水道組合におきましては、処理場の所在地の皆さん方の大変なご理解と、そしてまた各方面のご協力をいただきながら、これらの買収もよそに比べて非常に早く進み、さらにまたその後における仕事の面においても、埼玉県で単独処理場を持っているところにおいては一番仕事をしている組合となりました。したがって、県の方で予算的な面においての余力が出てきたりした場合においては、坂戸、鶴ヶ島の方で何とか引き受けてくれないか、いつでもそういう形においての公共施設、公共投資におきましての配分等においては比較的ふやしていただいているわけであります。しかし、それだけに負担も多いわけでありますが、下水道といたしますと人々の生活する上において一番大事なことでございますし、やはり何といたしましても我々それらの目的達成のために前倒しをしてもできるだけ早くこれらが100%完成まで持ってまいらなければならない、そう思うわけでありまして、今後におきましても最善を尽くしてまいりますので、皆様方の変わらざるご協力、ご指導をお願いを申し上げます。

9月定例議会に当たりましてご議決をいただきましたことに心からお礼を申し上げ、今後におきましてご健勝でなお一層ご活躍のほどを願ってごあいさついたします。

ありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午後 2時13分)

○議長(小室利夫君) これをもって平成11年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

ご苦労さまでした。